·1~4面 ··5·6面 業際・非弁・非弁提携問題等対策本部ニュース・・7・8面国際交流委員会ニュース・・・9面 国選本部ニュース······· 取調べの可視化ニュース· 子どもの権利ニュース… ·12 面

秘密保護法・共謀罪法対策本部ニュース・13 面 弁護士任官等推進センターニュース・・・・14 面 若手弁護士サポートセンターニュース・・・・15 面 日弁連信託センターニュース・・・・・16 面 中小企業センターニュース・・・・・17 面

日弁連人権ニュース

編集責任:日弁連人権擁護委員会

2022.6.1 第**92**号

※題字は北山六郎元日弁連会長



毒ぶどう酒事件第10次再審請求 ただちに特別抗告申立て

> 残るとして取消決定を取り消し、 審理を差し戻しました。このよう で最高裁は、その判断には疑問が を取り消したものの、特別抗告審 ん罪、もしくはその可能性がある に、これまで三つの裁判体が、え 判断してきたのです

第一〇次再審請求の

薬が、亡奥西氏が所持していたも た。そのうち、毒物に関する証拠 残しのぶどう酒から検出された農 た抽象的な仮説を、 団は、多くの新証拠を提出しまし よって否定したものであり、飲み は、これまで再審開始を妨げてき 今回の第一〇次再審請求で弁護 実験結果に

団は、ただちに特別抗告を申し立 当にも、亡奥西勝氏の妹・岡美代 異議申立てを棄却しました。弁護 古屋高裁刑事第一部)を是認し、 次再審請求)を棄却した原決定(名 子氏による死後再審請求(第一〇 しま した。

どう酒事件の異議審について、不

弁連支援再審事件である名張毒ぶ

本年三月三日、名古屋高裁刑事 (鹿野伸二裁判長)は、

日

改めて明らかにしたものです。 のとは別物であるという結果を、

また、糊鑑定に関する証拠は、

三つの裁判体が えん罪と判断

こうした新証拠は、自白の信用性 たことを明らかにしたものです。

本決定は、新旧証拠を総合評価

性(当時八四歳)を殺害し、現今

をも崩すものでした。

西氏以外の人物に犯行機会があっ

いたことを示すものであり、亡奥 い別の糊(PVA糊)が付着して 製造過程では塗布されるはずのな

民館で、宴会時に毒物の混入した る殺人・殺人未遂事件 (死刑事件) ぶどう酒を飲んだ女性五名が死亡 し、一二名が傷害を負ったとされ 六一年三月、三重県名張市内の公 名張毒ぶどう酒事件とは、

た。検察官の異議申立てにより、 拠に基づき、新旧証拠が総合評価 言い渡しました。第七次再審請求 されて再審開始決定がなされまし では、毒物鑑定を始めとした新証 自白を偏重した裁判所が再審開始 を否定して亡奥西氏に無罪判決を 一審の津地裁は、自白の信用性

鑑定人の指摘を無視し た「だまし討ち」決定

家ではない裁判官が、独自の見解 糊が付着してい を展開して、「封 紙 に PVA しかし、本決定は、化学の専門

いう理由を繰り 明していないと と結論付けまし とができない ることが明らか 返して証拠価値 は、鑑定人が説 であるというこ また、本決定 HI ST.

名古屋高裁前で「不当決定」の報告をする 鈴木泉弁護団長(右)

明らかになったのです。 いることを、より一層明白にしま により宴会準備の際にぶどう酒瓶 宴会参加者の事件直後の供述調書 理的な疑いが生じています。 が異議審において開示され、これ 決定が指摘した点について科学的 に封緘紙が巻かれていた事実まで に反証し、PVA糊が塗布されて さらに、これまで検察官が「存 しない」として開示しなかった 合評価すれば、確定判決には合 こうした新証拠と他の証拠とを

の高齢となりましたが、兄の無実

遺志を引き継いだ岡氏は、九二歳

を確信し、その名誉を回復するた

年八九歳)。そして、亡奥西氏の

半ばで帰らぬ人となりました(没

二〇一五年一〇月、再審請求の道

亡奥西氏は、重篤な病に倒れ

請求人とともに

い続けています。

めに、兄が生きた時間を越えて闘

奥西氏の無罪を獲得するために、 胸に刻み、再審開始、そして、亡 これからも闘い続けます。 (名張毒ぶどう酒事件弁護団 弁護団は、岡氏の強さと誇りを

修

自自の信用性

ある人物を網羅的に調べ、これが DNA型とも異なっていました。 が、同タオルから請求人のDNA 用性を弾劾すべく、再審請求審及 め手となった証拠は請求人の自力 弁護団はタオルに触れた可能性の 検出されたDNA型は被害者の は検出されず、他方、タオルから し込んで殺害したとされています 拠を提出してきました。請求人は 被害者の口腔内に白色タオルを押 び即時抗告審において多数の新証 です。そこで、弁護団は自白の信 確定判決において有罪認定の決

失われた同見を取り戻すため

即時抗告署の不当決定

る可能性を指摘しました。

定を追認しました。また、指紋鑑 東京高裁は、 学者の専門的知見に基づく意見を 団がDNA型鑑定を依頼した法医 無視し、再審請求を棄却した原決 ところが、 即時抗告審におい 本年四月七日、 弁護

まさに「だまし討ち」です。 を否定しました。しかし、鑑定人 もない中での裁判所のやり方は、 です。検察官からの科学的な反証 て事実取調べを実施しなかったの 裁判所は「その必要はない」とし 求釈明をするよう求めましたが、 鑑定人の証人尋問もしくは再度の 真摯に詳細な回答をし、弁護団も、 裁判所からの求釈明に応じて

に巻かれていた封緘紙の裏面に、 毒物が混入されたぶどう酒の瓶口

わざるを得ません。 立証責任の転換を行い、弁護団に 孤立評価し、科学的証拠に対して することなく、新証拠の証明力を 無罪の立証」を強いるものと言

の判決を言い渡し、〇五年六月に

異議審において、弁護団は、

異議審での審理

在千葉刑務所で服役しています

らかにし、真犯人のDNA型であ 誰のDNA型とも異なることを明

別抗告を申し立てました。今後、 判決が言い渡されるまで、引き続 すためにはもはや一刻の猶予もな 最高裁に対し再審開始を求めてい 感させられると共に、冤罪を晴ら るような歳月が失われたことを実 四二歳になりました。今回の決定 歳の青年であった請求人は、現在 くことになります。事件当時二二 いことを痛感させられます。弁護 によって二〇年という気の遠くな 一同、請求人に対し再審無罪の この不当決定に対し弁護団は特

治雄)

き全力を尽くす所存です。 、小石川事件委員会

小石川事件は、二〇〇二年七月 少石川 利益に」を軽視 請求即時抗告棄却

東京地裁は請求人に対し無期懲役 奪ったとされる強盗殺人事件です 同じアパートの別の部屋に住む女 三一日、請求人(当時二二歳)が これが確定しました。請求人は現 一〇〇〇円入りのがま口財布を 門家の意見を無視し、原決定を追 外の新証拠についても、同様に専 認しました。そして、今回の決定 拠の証明力を個別に否定していま 定、繊維鑑定等、DNA型鑑定以 審制度の存在意義を否定するに等 を証明するほどの証明力を求める 審の新証拠に単体で請求人の無実 正当であることを前提に、各新証 本決定は、確定判決の事実認定が 鳥・財田川決定も軽視しました。 審においても適用されるとした白 益に」という刑事裁判の鉄則が再 は、「疑わしいときは被告人の利 すが、このような考え方では、再 ことになりかねません。しかし、 れは無辜の救済を目的とする再

疑いから目をそらし、再度、確定判決を追認

。特別抗告棄却決定~ ~姫路郵便局強盗事件の差戻審

実行犯人性に疑問 〜異例の差戻し

サイズが異なることなど)を加えれば、請求人が実行 型が検出されなかったこと、実行犯と請求人の靴の 犯であることが推認できない旨を主張してきました。 た目出し帽の付着物のDNA型から請求人のDNA 請求段階における弁護人提出証拠(実行犯が着用し 同様に請求人の犯人性が唯一の争点であり、弁護人 差戻し前・第一審(神戸地裁姫路支部)は、再審 本件は、再審請求段階においても、確定審段階と 確定審段階の証拠の証明力の欠如のほか、再審

請求自体は棄却したものの、「仮に請求人が実行犯 反論や反証も異なり得るから、その点について請求 造に変化が生じる可能性があり、推認過程に対する かその他の共犯かによって間接事実の持つ意味や構 ました。その即時抗告審(大阪高裁)は、「実行犯 あるという推認までは妨げられない」との判断をし ではないとしても、実行犯ではない共犯者の一人で に当たる」として、神戸地裁に差し戻しました。 人に主張立証の機会を与えなかったことは不意打ち

異例の差戻しに対し、結局は三行半

請求人の実行犯人性について、一旦は確定審判決の ました。その特別抗告審である本決定もまた、何ら実 における弁護人提出証拠の個別評価に終始し、請求 総合的な考察をすることなく、結局は再審請求段階 わしいときは被告人の利益に」の原則が適用される それにもかかわらず、差戻し後の本決定に至るまで 証拠構造及び推認過程に合理的な疑いを与えました。 の裁判所の認定判断は、この点を何ら顧慮せず、「疑 質的判断をすることなく、その判断を追認しました。 人の実行犯人性について疑いが生じる余地を否定し 差戻し後・第一審(神戸地裁)及びその即時抗告 しかし、再審請求段階における弁護人提出証拠は、 (大阪高裁)は、確定審段階の証拠との横断的・

、人権擁護委員会第一部会

いう再審制度の趣旨を根底から否定するものでした。

日弁連は、引き続き今後の対応を検討します。

ことを明言した白鳥・財田川決定や、無辜の救済と

副部会長 西 剛謙

生した、いわゆる「姫路郵便局強盗事件」再審請求 の差戻し・特別抗告審において、弁護人の特別抗告 長)は、二〇〇一年に兵庫県姫路市内の郵便局で発 を棄却する決定(以下、「本決定」といいます。)を 本年三月三〇日、最高裁第一小法廷(山口厚裁判 問審開始を勝ち取る ため 五回全国

型コロナウイルスの感染拡大状況に照らし、検疫に関

八日、日弁連は、「米軍基地における新

本年三月

して日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善

を求める意見書」を公表しました。

これまで日弁連では、日米地位協定の改定を求める

史上最大の参加人数になったものと思われます 場参加とオンライン参加を併用したハイブリッ オンライン参加は約八〇名であり、合計約 ド形式で行われました。会場参加は約二〇名、 開催であり、今回は弁護士会館講堂クレオの会 前回(二〇一八年一一月)から約三年半ぶりの が開催されました。コロナ禍であったことから した。全国再審弁護団会議としては、おそらく 一〇〇名という多数の会員、研究者が参加しま 本年四月二日、第三五回全国再審弁護団会議

弁護団報告と研究者報告

弁護団 をテーマとして行われました。まず、大崎事件 況等についての弁護団報告がありました。 護団(井戸謙一会員・滋賀)から、それぞれ近 弁護団(武村二三夫会員・大阪)、湖東事件弁 弁護団 分水嶺はどこか―最高裁係属五事件の検討―_ 今回の会議は、「再審開始と再審請求棄却の (野尻昌宏会員・第一東京)、松橋事件 (戸舘圭之会員・第二東京)、飯塚事件 (佐藤博史会員・第二東京)、袴田事件

断の実際について報告がありました。 審を担当した経験に基づき、裁判所の明白性判 さらに、元判事の村山浩昭氏からは、再審請求 高裁の審議の実態について報告がありました。 京)からは、最高裁調査官の経験に基づき、最 告がありました。元判事の福崎伸一郎会員(東 理解や再審請求審の理論的な問題点について報 大学大学院法務研究科教授から、最高裁判例の 次に、研究者報告として、松宮孝明・立命館

活発な意見交換を踏まえた決意表明

③最高裁係属五事件の各決定や再審審理の実態 う理解するか、②最高裁で、再審請求棄却と再 審開始(差戻し)の結論を分けたものは何か、 袴田第二次、飯塚、松橋、湖東)の各決定をど ①最高裁判例、最高裁係属五事件(大崎第三次 そして、弁護団報告、研究者報告を踏まえて

> の科学的証拠を裁判所にどのように理解させる りわけ、「裁判所の明白性判断は、新証拠の証 きか等について、意見交換が行われました。と 等から、今後どのような再審弁護活動を行うべ か」等について、活発な質疑や討論が行われま 関関係にあるのではないか」、「DNA型鑑定等 明力の強さと確定判決の事実認定の強固さの相

> > 外へ市中感染したと考えられるケースも発生しました。

で問題に関する調査研究特別部会では、米

)日本の国内法を適用するよう日米地位協

株が従来株に置き換わっていくのと同時に、いくつか

感染者のクラスターが発生し、さらに基地

感染が拡大し、本年一月には、感染力の強いオミクロン

10年から日本でも新型コロナウイルスの

改定すべきとしていました。

その後、一

の活動にも日本の国内法を適用できるよう地位協定を 意見書を二〇一四年に公表しており、その中で、米軍

の米軍基地で

軍の活動にも

そこで基地

第四次再審請求審、袴田事件の差戻審の状況等 決定を勝ち取る」旨の力強い決意表明がなされ も報告され、各弁護団からは、「必ず再審開始 また、日野町事件の即時抗告審、大崎事件の

最後に

今後の再審弁護活動に役立て、多数の事件で再 成功裡に終えることができました。この成果を 究者が参加して非常に活発な質疑討論が行われ、 ブリッド方式となりましたが、多数の会員、研 番開始決定を獲得することを念願しています。 (日弁連人権擁護委員会第一部会 今回の全国再審弁護団会議は、初めてのハイ

検疫には日本の検疫法の多くの規定が適用を除外され

検疫法特例」

る他国の地位協定では、受入国の検疫法が米軍の活動 ていること等を説明した上で、④米軍を受け入れてい

に適用されるとの規定が置かれていたり(ドイツ、オー

特別委嘱委員 河井

ら受入国に積極的に情報が開示されていたり(韓国) アティブが確保されていたり(フィリピン)、米軍か ストラリア)、検疫手続きにおける受入国側のイニシ

しており、日本の場合とはかなり様相が異なっている

ことを紹介しています。



参加者からの質問に答える松宮教授

再審弁護団会議を開催

はないが、日米合同委員会での合意により、米軍関係

意見書では、①日米地位協定には検疫に関する規定

とにしました。これが今回の意見書です。

を検疫法に絞った意見書を新たに作成して公表するこ 定を改定すべきとした一四年意見書を踏まえて、焦点

米軍基地における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、 日米地位協定の改定等を求める意見語

合同委員会の 者の検疫は米

2合意により、感染症に関する情報は日米

、軍任せになっていること、②同じく日米

わらず、実際には日米間で十分な情報の共有がなされ 間で可能な限り早期に通報するとされているにもかか

ていないこと、③日本には「外国軍用艦船等に関する

という法律があり、米軍機や米軍船舶の

日米地位協定の欠陥を如実に示すことになりました。 本政府及び関係地方公共団体に通報すべき義務が米軍 するとともに、感染症に関する情報は、特に迅速に日 米軍の活動に 今後も米軍基 にあると明記すべきだとしています。 今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、図らずも そして結論として、検疫法をはじめ日本の国内法が にも適用されることを日米地位協定に明記 一地に関連する問題に注目していく必要が

(人権擁護委員会基地問題に関する調査研究特別部会

特別委嘱委員(高木)吉朗)

私企業及びその代表者によるウェブサイトにおける ヘイトスピーチに対する人権救済申立事件(警告)

ディーエイチシー(以下、「本件会社」と 明氏(以下、「同社代表者」といいます。) 動を同社が製作・運営する各種媒体に掲載 侵害に当たるとしたうえで、本件会社に対 的な文言を含む文章を掲載したことは人権 セージ」及び「ヤケクソくじメッセージ」 しては、在日コリアン等に対する差別的言 いいます。) 運営のウェブサイトにおいて 的言動を繰り返さないよう警告しました。 に対しては、在日コリアン等に対する差別 しないよう警告し、同社代表取締役吉田嘉 として、在日コリアン等について人種差別 長・CEO 吉田嘉明」名義にて、「会長メッ 一株式会社ディーエイチシー代表取締役会

対象となる表現行為

会長メッセージ

ディーエイチシー 代表取締役会長・ 同社運営のウェブサイトに、「株式会社 内容を含む「会長メッセージ」を掲載しま CEO 吉田嘉明」名義にて、次のような 本件会社は、二〇一六年二月一二日付で

日集団を作ろうとしている輩です。いわ せん。立派な人たちです。問題なのは日 の問題は避けて通れません。 ゆる、似非日本人、なんちゃって日本人 ばっかり言っていたり、徒党を組んで在 母国に帰っていただきましょう。 です。(中略)似非日本人はいりません。 本人として帰化しているのに日本の悪口 めに頑張っている人は何の問題もありま じ在日でも日本人になりきって日本のた 本物、偽物、似非ものを語るとき在日 (中略)同

マケクソくじメッセージ

表者名義にて、次のような内容を含む「ヤ ケクソくじメッセージ」と題する文章を掲 [社運営のウェブサイトに、 同じく同社代 その後、本件会社は、二〇年一一月にも

は常々、日本の朝鮮化ということを何よ てが純粋な日本企業です。(中略)小生 す。DHCは起用タレントをはじめすべ はチョントリーと揶揄されているようで アン系の日本人です。そのためネットで レントはどういうわけかほぼ全員がコリ サントリーのCMに起用されているタ

のインタビューさえコリアン系を選んで りも危惧しているが、その元凶である 込会社の猛烈な拒否にあい、結果として 名人数名を実名で掲載していたところ折 本のためになる唾棄すべきコリアン系有 この時期どうしても触れておいた方が日 の絶壁ですぐに見分けがつく。(中略) きしまった小さな口元、何よりも後頭部 る。特徴のある名前とつき出たあご、引 いる。予めリストアップしているのであ NHKからの問い合わせに小躍りした。 折り込みは頓挫してしまいました。 (中略)ひどいことに偶然を装った街角

日弁連は、本年三月二八日、株式会社

その結論に至る経緯 人権救済の申立てと

なされました。 年に、日弁連に最初の人権救済の申立てが にあたり人権侵害であるとして、まず一七 上記の会長メッセージがヘイトスピーチ

は、最も重い警告の措置をとるに至りまし 両事件を併合の上で調査が進み、最終的に のヤケクソくじメッセージが掲載されたた 救済の申立てがなされました。その結果、 ジに対する申立てとは別の申立人から人権 め、同メッセージについても、会長メッセー 上記調査及び検討が続く中、さらに上記

事件委員会の判断

これらメッセージが人権侵害に該当するか

該当するかの判断基準について、多くの検 る場合であれば当該表現行為が人権侵害に り合う局面であったため、果たしていかな 討を要しました。 本件は、表現の自由と人格権とがぶつか

表現者において、「差別的意識を助長し又 することを煽動する」表現行為であり、 身」(人種差別撤廃条約一条)であること 国籍、世系又は民族的若しくは種族的出 団に対して、①「特定の人種、皮膚の色、 権に関する指導原則」も踏まえ、特定の集 軸とし、自由権規約、人種差別撤廃条約、 とする出自を理由に差別されない権利を主 を理由として、② 「危害を加える旨を告知_ ヘイトスピーチ解消法及び「ビジネスと人 し、「著しく侮辱」し、「地域社会から排除 その結果、日弁連は、憲法一三条を根拠

> 件を充足し権利侵害行為に該当すると判断 判断基準を示し、各メッセージはこれら要 るものについては、表現行為といえども、 在日コリアン等の出自を理由に差別されな い権利に対する侵害行為に該当するという

は誘発する目的」を有し、その効果が生じ

日弁連として措置をとる必要性及び相当性

ことの必要性及び相当性を慎重に検討しま ことから、日弁連として措置の対象とする 本件会社も同社代表者も共に私人である

ジが不特定多数を対象とするものであるた 等から、日弁連は、同社及び同社代表者の じメッセージが掲載されたこと、日弁連か ると判断しました。 ら、日弁連による措置の必要性が認められ アン等に対する不安を煽り社会からの排除 め民事訴訟による解決が困難であることか なものと認定しました。その上で、メッセー 在日コリアン等に対する差別的意識が強固 らの照会に対して何らの回答もしないこと 的に問題視されるなかでさらにヤケクソく 響力が大きいこと、会長メッセージが社会 であり悪質性の程度が強いこと、社会的影 を呼び掛けるといった危険性を有する表現 その結果、これらメッセージが在日コリ

されていることから、本件において措置の を要するという判断基準を示しました。そ 相当性が認められると判断しました。 業にも憲法上の人権への十分な配慮が要求 の社会的影響力が強いこと、及び今や私企 会的影響力のある表現行為である等の事情 る表現行為ではなく、公的領域における社 められるためには純然たる私的領域におけ について、日弁連が措置をする相当性が認 して、同社の規模や知名度からメッセージ 相当性については、私人による表現行為

とるに至りました。この度の警告が、本件 会社及び同社代表者その他の私人によるへ イトスピーチの抑止に効果をもたらすこと 以上の検討の結果、 冒頭の警告の措置を

(人権擁護委員会第六部会

特別委嘱委員 呉

外国籍調停委員の採用拒否問題に関するシンポジウムを開催 と調停委員になれない?!」シンポジウ 日弁連・近弁連と共催で、「外国籍だ ムを開催しました。 問題の所在 本年二月一九日、兵庫県弁護士会は

外国籍弁護士を推薦しました。一名は らの問題もないのに、国籍だけを理由 う一名も同弁護士会の副会長を務めた は今年度の調停委員候補として二名の られていません。兵庫県弁護士会から 在に至るも外国籍弁護士の採用が認め 委員の推薦拒否、一一年に岡山弁護士 後、〇五年に東京弁護士会からの司法 とを理由に最高裁に任命上申しないと 実績のある韓検治会員でその資質に何 同弁護士会の会長及び日弁連の副会長 会からの参与員の推薦拒否と続き、 は梁会員が日本国籍を有していないこ 神戸家裁に推薦したところ、神戸家裁 籍の梁英子会員を調停委員候補として 否に正当性があるのか、この問題を広 ものか、このような理由による採用拒 |高裁の言う「当然の法理」とはどういう に就任した実績がある白承豪会員、 して事実上採用を拒否しました。その てもらおうとシンポジウムを企画しま に採用が拒否されました。そこで、最 一〇〇三年に兵庫県弁護士会が韓国 現 も

「当然の法理」による制限は

院大学教授より「憲法・国際人権法と公 まず基調講演として申惠丰・青山学



王党の高良鉄美参議院議員が出席し、

ある方はお問い合わせください。 士会にありますので、内容にご関心が シンポジウムのビデオが兵庫県弁護

用問題プロジェクトチー (人権擁護委員会外国籍調停委員等採

座長 吉井 正明)

あること、父系血統主義から両系血統 主義に変わっていること、外国人の態 永住権」が与えられ、その活動に制限 調停委員規則にはこれを制限する規定 きないと規定されているものがあるが、 がないこと、法令上外国籍者が就任で 惊についても旧植民地出身者に「特別 務就任権」と題する講演がありました。 申教授は、まず国籍概念が相対的で

かないことを説明しました。

ることを指摘しました。 半等原則、職業選択の自由に反してい 職業選択の自由に反する疑いがあるこ 埋」で制限するのは法治主義や憲法の と、各国際人権条約に定められている が想定されている」という「当然の法 性力行使等地方公務員に就任すること 原則として日本国籍を有する者が公 その上で、外国籍調停委員の採用を

こと、調停委員の職務は公権力の行使 にあたらないことを強調しました。 仕権を認めるよう勧告がなされている り、外国籍者に調停委員などの公務就 一年、一四年、一八年と三度にわた 特に人種差別撤廃条約の総括所見で

求める会長声明が出されていることな の意見書、要望書を最高裁判所に提出 との取組み状況を報告しました。 していること、各弁護士会から採用を 続いて私から、採用を求める日弁連

裁判所内部からも疑問の声

員がメッセージを寄せました。 同じく立憲民主党の有田芳生参議院議 公明党の伊藤孝江参議院議員、立憲民 裁判所関係者からも疑問の声が挙げら 会員とでパネルディスカッションを行 いました。梁会員が採用拒否された際、 と興味深い話が出ていました。当日は、 最後に申教授を交えて、梁会員、白 、裁判所内部でも批判があることな

日弁連は、本年一月二一日、青森刑務所が

具体的な不利益・害悪が認められるわけでは

施設の適正な管理運営等の論拠を検討しても、 として挙げられる衛生上の必要性や刑事収容

ありません。

受刑者の丸刈り強制は人権

~青森刑務所における男性受刑者の丸刈り強制に関する人権救済中立事件(勧告)~

申立人の意に反して申立人を調髪し、短髪(前 五分刈り)を強制したことは人権侵害に当た

制限 自己決定権に基づく髪型の自由を

及び医療に関する訓令により、原則として、

男性受刑者の調髪は、被収容者の保健衛生

決定権に基づき、受刑者も自己の意思に反し 施されない自由があると解されます。そして、 も髪型の自由があります。また、同じく自己 対象と考えられます。したがって、受刑者に を保障しており、髪型の自由も自己決定権の 被拘禁者の権利を保障していると解されます。 国連被拘禁者処遇最低基準規則一八は、頭髪 て身体の一部である頭髪の処分を強制的に実 について、その自尊心に見合う容姿を保持する 原型刈り又は前五分刈りと定められています 他方、受刑者の髪型の自由を制限する理由 しかしながら、憲法一三条は、自己決定権 原型刈り 正 面 彻

るとしたうえで、法務大臣及び青森刑務所長 刑務所が、申立人に対して、理髪室にて「制 が調髪を拒否しているにもかかわらず、青森 者の意思に反して有形力を行使して調髪しな を直接にも間接にも強制しないこと、②受刑 止」と称して有形力を行使し、調髪をして申 いことを勧告し、法務大臣に対して、その旨 に対して、受刑者の髪型について、①丸刈り 立人に対する調髪を実施したということでし 少なくとも五人の職員が申立人の手首・腕・ 勧告しました。 を刑事収容施設において周知徹底するように 肩・足をつかみ頭部を押さえるなどして申立 へを椅子に固定し、 電動バリカンによって申 事案の概要 青森刑務所への照会に対する回答によると、 人の髪を短く刈り上げたという事案です。 本件は、青森刑務所で受刑していた申立人

れない自由を不当に制限しています 申立人の髪型の自由及び頭髪の処分を強制さ 本件では、丸刈りを強制した点において、

定めもないこと調髪を強制できる手続法の

務を課するには、法律の根拠を要するにとど それにもかかわらず申立人の意思に反して有 まらず、その義務の履行確保の手続にも別途 定める義務を実現する手続を採ることなくし 形力を行使して調髪を実施することは、法の するための手続は法に定められていません。 法律の根拠が必要ですが、調髪の義務を実現 髪の義務を課しているとの見解もあります。 て権利を制限するものであり、 しかし、法の支配の下、行政庁が相手方に義 また、刑事被収容者処遇法は、受刑者に調 人権侵害が認

有形力を行使して調髪しないことを勧告しま にも強制しないこと、受刑者の意思に反して そこで、日弁連は、丸刈りを直接にも間接

する契機となることを期待しています ることが当然のようになっている現状を改善 本勧告が、男性受刑者の髪型を丸刈りとす

前五分刈り 正 面

(人権擁護委員会第三部会 特別委嘱委員 鈴木 裕也

訓令が定める原型刈りと前五分刈り 第二分科会のテーマであるデジタル社会

分科会は時宜にかなったタイムリーなテー 月にはデジタル庁が発足しています。第二 検討する機会になると思います。 なデジタル社会の実現を図るための方策を ントロール権侵害の危険を考察し、自律的 追求と個人のプライバシー権や自己情報コ マであり、デジタル化の利便性・効率性の の問題に関しては、昨今、マイナンバーカー **トの普及とその利活用が推進され、昨年九**

特別企画

『すばらしき世界』上映

であり、三二年前も今年も当会会員として

擁護大会を経験できる幸運な?会員は

員は二〇名程度、現在の会員は八〇名程度

に配慮しながらの開催となり、三二年前の 八名です。昨年の岡山大会に続くコロナ禍

経験者の助言のもと、日弁連運営委員

される予定です。旭川弁護士会では 三〇日に旭川市民文化会館大ホールで開催 年九月二九日に旭川市民文化会館大ホール 今回は三二年ぶり二回目の開催になります ルーム(第二分科会)で、人権擁護大会は (第一分科会) とアートホテル旭川ボール 九九〇年に人権擁護大会を開催しており 第六四回日弁連人権擁護大会は北海道旭 一市で開催されます。シンポジウムは、 本

エネルギーとプライバシー

シー・民主主義の危機~」です。 会の光と影~便利さに隠されたプライバ ルギー自立~」、第二分科会「デジタル社 レベル放射性廃棄物問題から考える脱原発 シンポジウムのテーマは、第一分科会「高 原発に頼らない、地域社会と日本のエネ

内では関心の高いテーマです。三二年ぶり 続、法整備の再検討と建設計画の一時中止 放射性廃棄物を管理する施設を建設する計 のごみ処理問題については、八四年ころか の開催で、改めてこの問題をテーマにシン 係で、いわゆる核のごみ処理問題は北海道 射性廃棄物処分場の候補地とされている関 を求める旨の決議を行っております。現在 画が進められていたことを受け、三二年前 ら旭川弁護士会管内である天塩郡幌延町に 北海道内の寿都町と神恵内村が高レベル放 **ふジウムを開催することに因縁を感じます** 第一分科会のテーマに関し、いわゆる核 人権擁護大会で安全性や情報開示等の手

す。同作は、人生のほとんどを刑務所の中 映画の上映後に登場予定です。当会として の詳細は大会パンフレットに記載していま 部門第四位に選出されています。見どころ は力の入った企画であり、多くの方のご鑑 の八重樫和裕会員が実名で登場しており、 すのでそちらをご覧ください。なお、当会 描いたもので、昨年のキネマ旬報日本映画 で過ごしてきた元殺人犯の出所後の日々を 前中に映画「すばらしき世界」を上映しま 会の開催は見送りましたが、大会当日の午 コロナ禍の収束が見込めないため、懇親

会の

指示を仰ぎながら、手探り状態で準備

います。長引くコロナ禍のため、予定

くの会員にリアル参加していただけること

こに開催できるかは分かりませんが、多

「会会員一同、心待ちにしております。

(旭川弁護士会実行委員会

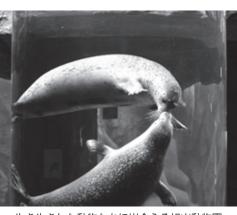
委員長

小 林

す。気温は若干低いかもしれませんので、 市内観光日帰りコースと層雲峡一泊二日の から」等ドラマ関係地も楽しめます。旭川 りコースでは自然を満喫した上、「北の国 念ゴルフは、コースから大雪山連峰を一望 参加される方は相応の準備をお願いします コースでは、動物園と層雲峡を訪れ、全国 す。公式観光について、美瑛・富良野日帰 できる大雪山カントリークラブで開催しま ゴルフと公式観光が復活する予定です。 買を期待しています。 早い紅葉をお楽しみいただけると思いま またこの二年間、実施できなかった記念

短い秋の旭川へ

三二年前の人権擁護大会当時の当会の会



生き生きした動物たちに出会える旭山動物園

刺激になるなと改めて感じました。 受けました。コロナ禍後、東京に行く 機会は減ってしまいましたが、WEB 機会は減っても人権ニュースの編集の せ事をさせていただくのは、良い知的 は事をさせていただくのは、現当を引き 会長を)やっとるから大丈夫やわ」と委員会です。「俺も去年(地元会の副を員会です。「俺も去年(地元会の副大夫かな」などと弱気な発言をしてい 数年ぶりに編集を担当しました。 は地元会(福岡)で副会長やらない 編集委員会の担当決めのとき、「今 いけないので、編集担当をしても大

委員 吉田

人権ニュース編集委員会

日弁連会員専用ウェブサイト 「第64回人権擁護大会・ シンポジウム」